

大阪市都市交通局監理対象団体監理委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（令和2年1月23日制定。以下「要綱」という。）第4条に基づき、都市交通局が所管する監理対象団体について、円滑な団体運営に資する観点を持ちつつ、その運営状況を適切に把握し、監理等業務（要綱第3条第1項に定める「監理等業務」をいう。以下同じ。）に必要な事項に関する検討・調整を行うとともに、その責任を明確にするため、同局に大阪市都市交通局監理対象団体監理委員会（以下「監理委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 監理委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第19条に掲げる事項に係る監理対象団体との協議に必要な検討・調整に関すること
- (2) その他、監理等業務の遂行に際して、特に必要な事項に係る検討・調整に関すること

(組織)

第3条 監理委員会は、委員長、副委員長、委員、参与及び事務局長をもって組織する。

- 2 委員長は、都市交通局長をもって充てる。
- 3 副委員長は都市交通局次長をもって充てる。
- 4 委員及び参与は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 事務局長は、監理主幹（要綱第5条第1項に規定する監理主幹をいう。）をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、監理委員会の所掌事務を総理する。

(副委員長、委員、参与及び事務局長の職務)

第5条 委員長に事故があるとき、その他特段の事情があるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 2 副委員長、委員、参与及び事務局長は、監理委員会の所掌事務について、委員長を補佐する。
- 3 監理委員会の庶務は、事務局長が行う。

(委員、参与以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員、参与以外の者に委員会への出席を求め、意見等を聞くことができる。

(実施の細目)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 大阪市都市交通局外郭団体監理委員会設置要綱(平成30年4月1日制定)は廃止する。

別 表

委員	総務担当課長
	鉄道ネットワーク企画担当課長
	バスネットワーク企画担当課長
参与	総務担当課長代理